

SCOPE

編集長のページ

01

「参加」より「利用」

辻・本郷グループ 会長 **本郷 孔洋**

税金

02

法人税の税率の段階的な引き下げについて

水戸支部 所長 **佐藤 知勝**

医療

03

平成26年度患者調査 (その2) 医療事業部

CS Accounting News

04

健康保険法の改正により、標準報酬月額 の最高等級がアップします！

C S アカウンティング(株) **染野 和美**

cuoreC³ コラム

内弁慶で損していませんか？

(株)クオレ・シー・キューブ **志村 翠**

Topics

05

拝啓社長殿 (経営者のための税務情報)

クライアントボイス 町田支部編

06

こだわりのあるお客様のニーズにお応え します！

有限会社 メジャーテクニクス 代表取締役社長 **紺野 和貴 氏**

Tsuji・Hongo CLUB レポート

07~08

この国のゆくえ

作家・前東京都知事 **猪瀬 直樹 氏**

Global village 地球村 第37回 カンボジア編

09

カンボジアにおける中国文化の影響

Information

10

辻・本郷クラブ3月開催のご案内 支部紹介-豊中支部/堺支部



「参加」より「利用」



本郷 孔洋

辻・本郷グループ 会長

1 ウーバライゼーション (Uberization)

ウーバライゼーションという聞き慣れない言葉を聞きました。

自動車をスマホで配車するウーバー (Uber) をなぞった言葉だと言います。ウーバーは、世界中に広まった自動車配車ウェブサイトおよび配車アプリです。そして、世界中で、タクシー会社を駆逐している会社でもあります。

2 デジタル技術は、既存の企業の脅威

ウーバライゼーションとは、あっという間に、デジタル技術で、既存の企業を打ち負かす、ウーバーのような企業を言います。

スマホで民泊を斡旋する Airbnb (エアビーアンドビー) も、世界一のホテルチェーンを宿泊数で抜いたと言われてい

ます。こう言ったたぐいの企業が目白押しに出

てきています。

今年は、一段とにぎやかになるのではないのでしょうか？

確かにベンチャービジネスの時代の到来です。

3 「参加」より「利用」

そのビジネスに参加するのも勇ましいのですが、勝ち残る企業は一握りです。私の個人的な見解です。「参加」するより「利用」する方が現実的ではないのでしょうか？

- ①自社の技術として利用する (生産性を高めるツールとして利用)
- ②代理店として利用する (これは先手必勝です)

全部がうまくいくとは限りませんが、避けて通れませんよね。

ほんごうでした————



法人税の税率の段階的な引き下げについて

水戸支部 所長 **佐藤 知勝**

佐藤所長ってこんな人 ⇨ 親しみやすさと営業力を兼ね備えた頼りになるパワフル所長です。

私のつぶやき ⇨ 昨年までダイエットをしていたのですが、年末年始で食べ過ぎてしまい、いまだに体重が戻っていません。早く取り戻せるように頑張ります。

平成28年度税制改正大綱において、平成28年4月1日以後開始する事業年度について、法人税の税率(現行23.9%)が段階的に引き下げられる予定です。

【改正のポイント】

- ①平成28年4月1日以後開始事業年度(平成28年度)…………… 23.40%
- ②平成30年4月1日以後開始事業年度(平成30年度)…………… 23.20%

【法人税の税率】

	所得	改正前	改正後		
		平成28年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
中小法人(※1)	年800万円以下	15%	19%	19%	19%
	年800万円超	23.90%	23.40%	23.40%	23.20%
中小法人以外の普通法人		23.90%	23.40%	23.40%	23.20%
公益法人、協同組合等及び特定の医療法人(一定の法人を除く)	年800万円以下	15%	15%	19%	19%
	年800万円超	19%	19%		

【法人実効税率】

	所得	改正前	改正後		
		平成28年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
中小法人(※1.2)	年400万円以下	21.42%	21.42%	25.99%	25.99%
	年400万円超 年800万円以下	23.20%	23.20%	27.57%	27.57%
	年800万円超	34.33%	33.80%	33.80%	33.59%
中小法人以外の普通法人(※3)		31.33%	29.97%	29.97%	29.74%

(※1) 中小法人とは、期末資本金の額が1億円以下の法人(資本金の額が5億円以上の完全子法人等を除く)をいいます。

(※2) 住民税、事業税の標準税率を適用しております。年800万円、400万円以下の金額に対する税率は、軽減税率適用法人に適用されます。

(※3) 住民税、事業税の標準税率を適用し、事業税の軽減税率不適用法人として計算しております。

【実務上の影響について】

法人税率の引き下げによる法定実効税率の変動に伴い、税効果会計への影響に留意する必要があります。

平成26年度患者調査(その2)

前回は患者調査報告資料で医療施設を利用する推計患者の数及び年齢階級別受療率の報告をしました。今回は26年患者調査の第二弾として傷病分類別にみた施設の種類別推計患者数の報告です。

外来の、新生物、精神及び行動の障害、神経系の疾患、消化器系の疾患などは一般診療所と病院の受療数が近くなっており、一般的な疾患となっています。

傷病分類別にみた施設の種類の推計患者数(単位：千人)

平成26年10月

傷病分類	入院			外来			
	総数	病院	一般診療所	総数	病院	一般診療所	歯科診療所
総数	1318.8	1273.0	45.8	7238.4	1641.9	4233.0	1363.4
I 感染症及び寄生虫症	20.7	20.3	0.4	173.3	41.7	131.6	.
結核 (再掲)	3.4	3.4	0.0	1.7	1.5	0.2	.
ウイルス肝炎 (再掲)	1.4	1.3	0.1	28.3	14.0	14.3	.
II 新生物	144.9	143.2	1.7	231.6	187.3	44.3	.
悪性新生物 (再掲)	129.4	127.9	1.5	171.4	146.5	24.8	.
胃の悪性新生物 (再掲)	13.5	13.4	0.2	19.2	14.9	4.3	.
結腸及び直腸の悪性新生物 (再掲)	18.9	18.7	0.3	28.0	22.9	5.1	.
肝及び肝内胆管の悪性新生物 (再掲)	6.9	6.8	0.1	5.5	4.5	1.0	.
気管、気管支及び肺の悪性新生物 (再掲)	18.8	18.7	0.1	16.1	14.3	1.8	.
乳房の悪性新生物 (再掲)	5.4	5.3	0.1	24.3	21.5	2.8	.
III 血液及び造血系の疾患並びに免疫機構の障害	6.3	6.1	0.2	21.6	10.4	11.2	.
IV 内分泌、栄養及び代謝疾患	33.0	31.6	1.3	437.0	131.9	305.1	.
糖尿病 (再掲)	20.9	20.0	1.0	222.3	77.6	144.7	.
高脂血症 (再掲)	0.3	0.2	0.1	143.7	21.7	122.1	.
V 精神及び行動の障害	265.5	264.3	1.3	257.7	110.9	146.9	.
血管性及び詳細不明の認知症 (再掲)	29.8	29.3	0.5	11.9	3.6	8.3	.
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 (再掲)	165.8	165.6	0.1	69.7	44.7	25.0	.
気分[感情]障害(躁うつ病を含む) (再掲)	28.8	28.4	0.4	83.4	27.3	56.1	.
VI 神経系の疾患	122.2	119.5	2.7	173.0	69.3	103.7	.
アルツハイマー病 (再掲)	47.0	45.8	1.2	45.1	14.1	30.9	.
VII 眼及び付属器の疾患	11.5	10.2	1.3	337.9	56.9	280.9	.
VIII 耳及び乳様突起の疾患	2.5	2.4	0.1	100.5	15.2	85.3	.
IX 循環器系の疾患	240.1	230.4	9.7	933.0	236.3	696.7	.
高血圧性疾患 (再掲)	6.4	4.8	1.6	671.4	104.6	566.8	.
心疾患(高血圧性のものを除く) (再掲)	59.9	57.4	2.5	133.9	68.2	65.7	.
脳血管疾患 (再掲)	159.4	154.9	4.6	94.0	44.7	49.2	.
X 呼吸器系の疾患	90.7	88.1	2.6	668.4	91.6	576.8	.
肺炎 (再掲)	34.6	33.3	1.3	8.2	3.9	4.3	.
慢性閉塞性肺疾患 (再掲)	7.9	7.6	0.4	22.0	8.8	13.3	.
喘息 (再掲)	3.8	3.6	0.2	127.6	23.7	103.9	.
XI 消化器系の疾患	65.9	63.9	2.0	1310.0	115.9	174.4	1019.6
う蝕 (再掲)	0.1	0.1	0.0	283.6	3.4	3.3	276.8
歯肉炎及び歯周疾患 (再掲)	0.2	0.2	-	444.7	9.5	7.1	428.2
肝疾患 (再掲)	8.0	7.7	0.3	32.6	12.1	20.5	.
XII 皮膚及び皮下組織の疾患	10.9	10.5	0.4	286.9	47.7	239.3	.
XIII 筋骨格系及び結合組織の疾患	69.9	64.4	5.5	877.8	180.6	697.2	.
XIV 腎尿路生殖器系の疾患	46.9	44.0	2.9	283.1	112.6	170.5	.
慢性腎不全 (再掲)	24.1	21.7	2.4	107.3	47.2	60.1	.
XV 妊娠、分娩及び産じょく	18.4	14.2	4.3	14.5	6.7	7.8	.
XVI 周産期に発生した病態	6.7	6.4	0.3	2.9	2.4	0.5	.
XVII 先天奇形、変形及び染色体異常	5.8	5.7	0.0	14.3	9.0	5.3	.
XVIII 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	16.0	15.0	1.0	76.9	38.2	38.7	.
XIX 損傷、中毒及びその他の外因の影響	131.3	124.5	6.8	306.5	102.5	201.2	2.7
骨折 (再掲)	91.4	86.4	5.0	92.0	39.9	52.1	.
XXI 健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用	9.7	8.3	1.3	731.7	74.9	315.8	341.1

お問い合わせ先 医療事業部(大武・栗岡)

ダイヤルイン

03-5323-3324

医療事業部ホームページ <http://www.ht-tax.or.jp/services/medical/>

健康保険法の改正により、標準報酬月額の高等級がアップします！

◆標準報酬月額とは？

給与から毎月天引きされる、皆様の健康保険料・厚生年金保険料の計算の基礎となる金額です。保険料の計算のもとになるのは、もちろん皆様の報酬なのですが、それをそのまま用いるのではなく、一定の金額の幅で区分された表に当てはめ、決定されるのが「標準報酬月額」です。健康保険料・厚生年金保険料は、決定された標準報酬月額に保険料率を乗じて計算されます。

◆最高等級とは？

標準報酬月額は、健康保険が1等級（58,000円）～47等級（1,210,000円）に、厚生年金保険が1等級（98,000円）～30等級（620,000円）に区分されています。健康保険は47等級が、厚生年金保険は30等級が最高等級に当たります。それぞれの最高等級を超える報酬を得ている人は、その後どんなに報酬が上がっても、保険料は最高等級の標準報酬月額に保険料率を乗じて計算されるので変わることはありません。

◆今回の法改正で、健康保険料はどう変わるのか？

今回の法改正では、健康保険の標準報酬の高等級がアップします。実際に最高等級がアップするとどのような影響があるのでしょうか。以下の表をご覧ください。

〈現行〉

等級	標準報酬月額	報酬月額	
※44等級まで省略			
45	1,090,000	1,055,000以上	1,115,000未満
46	1,150,000	1,115,000以上	1,175,000未満
47	1,210,000	1,175,000以上	



〈新〉

等級	標準報酬月額	報酬月額	
※44等級まで省略			
45	1,090,000	1,055,000以上	1,115,000未満
46	1,150,000	1,115,000以上	1,175,000未満
47	1,210,000	1,175,000以上	1,235,000未満
48	1,270,000	1,235,000以上	1,295,000未満
49	1,330,000	1,295,000以上	1,355,000未満
50	1,390,000	1,355,000以上	

3等級追加

今までは、報酬が1,175,000円以上の人は、皆一律に同じ保険料でしたが、平成28年4月からは、1,175,000円以上の人でも段階的に保険料が増加することになります。

お問い合わせ先：CSアカウンティング株式会社 人事支援第二部 染野 和美 TEL 03-5908-3423

cuoreC³ コラム

「メンタルヘルス&ハラスメント 相談の現場から」連載第35回

内弁慶で損していませんか？

株式会社クオレ・シー・キューブ 取締役 志村 翠

“内弁慶と借りてきた猫”という表現があるほど、親しさ（心理的距離感の近さ）が増すにつれ、相手への気遣いや緊張感が薄れ、本音が遠慮なく表へ出てしまう経験は誰にでもあるのではないのでしょうか？ 卑近な例をあげると、家族など身内に対し、「やってもらって当たり前」、「言わなくても分かるはず」との理由で、「ありがとう」や「ごめんなさい」の言葉を省略することはめずらしくありません。職場においても、“身内”に該当する所属部門やグループ内のメンバーとそれ以外の“外部”の人たちとを区別し、必要以上に“身内”に厳しく接する人がいます。

先日、「部署内では有名な自己チューでキレたら手がつけられない問題上司」についての相談がありました。「指導のつもりかもしれないが、こっちの話も聞かずにいきなり怒鳴る」、「小言ばかりで褒められたことがない」、「言動が荒っぽい」などなどイエローカード満載です。一方で、「その同じ上司が他の部門のメンバーや客先からの評判はめっぼう良いのです」と

不満な様子です。このタイプの上司は、細かいことに誰よりも先に目が行き届き、周囲に心配りができるサービス精神旺盛な人です。そして、部下たちにも自分と同じように「周りに目を配って気を利かせなさい」、「(外部に)粗相があってはいけない」との期待があり、それが強いあまり、厳しい指導につながるのです。

「きちんと指導しなくては」との責任感から発する態度の使い分け、表現の違いと考えられますが、実は“身内”への大いなる甘えも根底に潜んでいます。自覚のあるなしに関わらず、「部下には何を言っても大丈夫」「グループ内では自分には無礼講が許される」との意識があるのではないのでしょうか。これは周りの人たちには決して通用しない残念な思い込みです。もっとも身近でサポートし合う関係にある人たちの気持ちや遠く離れてしまっただけで損するばかり。どんなに頑張っても一人で相撲は取れませんから。

お問い合わせ先 辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 荒井 洋一 TEL 03-5323-3508

税金

減価償却制度の見直し

ポイント 平成28年度税制改正においては、「法人税の税率の引き下げ」という減税の項目があり、企業にとっては喜ばしいことです。一方、「減価償却制度の見直し」によって、増税になる項目があります。

具体的には、平成28年4月1日以後の取得資産の減価償却の償却方法について、「建物附属設備」及び「構築物」の資産は、現行の「定額法又は定率法」（法人は一般的には定率法）から「定額法」の強制適用となります。個人の不動産所得や事業所得の計算においても、納税者の届出によって「定率法」を選択することが可能でした。

「建物（本体）」については、既に「定額法」の強制適用になっていましたが、今回の改正によって、「建物附属設備」及び「構築物」も「定額法」となります。

不動産賃貸業にとっては、個人も法人も影響の大きい改正といえます。

「建物附属設備」には、「電気設備」「給排水、衛生、ガス設備」「冷暖房設備」「昇降機設備」「消火、災害報知設備」等があります。また、「構築物」には、「外構」「舗装路面」「緑化施設」等があります。いずれも、店舗、工場、事務所、賃貸住宅等を建築または購入した場合、建物本体を含めた取得価額の30%前後を占めるケースが多く、現行の計算と比べて減価償却費が減少するものと思われます。

設備投資を検討する場合、減価償却費はキャッシュフロー計算上、影響がありますのでご注意ください。

生命保険解約による一時所得

ポイント 最近、法人が代表取締役を被保険者とする「生命保険契約」を締結し、保険期間途中で「生命保険契約」を代表取締役に譲渡し、その後、代表取締役がその「生命保険契約」を解約して、資金上のメリットを図るという手法を保険代理店や保険コンサルが、法人にすすめていたというケースがありました。

ポイントが2つあります。1つは、法人から個人に対して譲渡する「生命保険契約」に関する権利をどう評価するかという点であり、他の1つは、個人に権利が移転した後に、解約して解約返戻金を受領した場合の税金の計算がどうなるのか、という点です。

法人から個人への譲渡価額は、税法によって移転時（具体的には保険契約者および解約返戻金の受取人を法人から個人に変更した時）の「解約返戻金相当額」と定められています。生命保険の種類によっては、契約後数年では「解約返戻金」が低く抑えられ、それまで法人が支出した保険料に比べ個人は低額で「生命保険契約」を取得することが可能です。取得方法も売買でなく、「退職金」の一部とすることも考えられます。その後、数年経過すると累計の生命保険料に近い「解約返戻金」となり、キャッシュフロー上、損があまりないというものです。

個人が解約して受取る解約返戻金は、「一時所得」として計算しますが、法人が負担した保険料を、「コスト」として収入から控除できるかどうかが問題となります。平成27年4月21日国税不服審判所の判決において、法人が支払った保険料は控除できないとされました。おいしい話には気をつけてください。

《国際税務》

非居住者に係る退職金の取り扱い

ポイント 海外勤務者が非居住者として退職金や退職年金の支払いを受けるケースは一般的ではないと思いますが、海外支店などに勤務したまま退職するケースなどはありうることを考えられます。

今回は非居住者が退職金を受け取った際の取り扱いを取り上げたいと思います。

非居住者が退職金を受け取った場合には、下記の算式により国内源泉所得部分を算定し、国内源泉所得に対して20.42%の源泉徴収が行われます。

$$\text{退職金の額} \times \frac{\text{算定期間のうち居住者であった期間}}{\text{退職金の計算の算定基礎となった期間}} = \text{国内源泉所得}$$

ただし、非居住者への課税は居住者に比べ退職所得控除が適用されないことから著しい税負担を強いられることとなります。

この点を考慮し、「退職所得の選択課税」という課税制度が設けられています。「退職所得の選択課税」とは、仮に居住者として課税された場合の税額が非居住者として源泉徴収された税額が少額である場合、その差額の還付を受けることができるというものです。

「退職所得の選択課税」を受けるためには、一旦非居住者として源泉徴収された年の翌年1月1日以後に申告書を所轄税務署に提出して還付を受けることとなります。 **《参考》『海外勤務者をめぐる税務（平成26年版）』三好毅著 大蔵財務協会**

詳しくは 法人国際部までお問い合わせ下さい。TEL: 03-5323-3537 mail: tp@ht-tax.or.jp

有限会社 メジャーテクニクス

町田支部編

代表取締役社長 この 紺野 かずたか 和貴 氏

CLIENT VOICE

Special Interview

こだわりのあるお客様のニーズにお応えします！



私は元々、アメリカのL.A.で自動車の輸出業務に従事しており、その際に輸出先である日本の企業に勤める方々と知り合いました。私がアメリカから帰国した際に、当時取引先だった日本企業の一社が倒産したことをきっかけに、14年前にその知人らと自動車輸入販売・カスタム専門店の有限会社メジャーテクニクスを設立致しました。

輸入車はどうしても輸入にコストがかかる為、比較的年齢層の高いお客様が多いのですが、アメ車や逆車（逆輸入車）に強い憧れを持って車を見に来られる若い方もいらっしゃいます。

また、日本車をアメリカ仕様にする等のカスタムをされる方も、当社にて部品をお買い求めいただく事が多々あります。

こだわりのあるお客様が多いので、時には昔のアメリカ時代の話や、当時の車の話に夢中になってしまい、若かりし日々を思い出して熱くなってしまうこともしばしばです。

通常の車両販売店ではアメ車、逆車の車検や修理のノウハウがないので、当社でご購入後も愛車を大切にしたいお客様皆様からリピーターになって頂い

ております。

海外、国内の営業所設置を目指します！

自動車輸入ビジネスについては為替の影響を受けやすいので、日本車の輸出も現在検討しております。

語学力やアメリカでの経験、更に米軍や多種にわたる職種のお客様とのコネクションを活かして、国内の複数箇所や、海外営業所を設置することにより、限られた業者しかできない業務を請負い、差別化を図りたいと考えております。

また私の大好きなアメリカ文化を広めるべく、輸入雑貨の販売等も準備中です。



辻・本郷 税理士法人に望むこと

当社のような企業では、税務・経理は語弊を恐れずに言えばどうしても「本業の邪魔」になりがちです。もちろん、重要性は理解していても、日々の業務に追われてないがしろにしてしまう傾向があると思います。

その中で、必要不可欠な部分はもちろん、本業にかかわらずっては見えない視点や、業界人ではないからこそ判る問題点や改善点などを指摘いただければ大きな助けになると思います。これからもよろしくお願いたします。

有限会社 メジャーテクニクス

■代表取締役社長：紺野 和貴

■住所：〒246-0008 神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町21-15

■電話：045-924-0810

■WEBサイト：<http://www.majortechnix.com>

左ハンドルの日本メーカーの新車・中古車（アメリカ・カナダ・欧州仕様）ならびにアメ車・ヨーロッパ車を輸入販売しています。北米でしか入手できない新品・中古パーツのご注文も承ります。逆輸入車、アメ車の修理・整備・メンテナンスならびに、海外からの車の引越しをトータルにお手伝い致しますのでお気軽にお問い合わせ下さい。



PICK UP 辻・本郷 税理士法人 町田支部 東京都町田市中町1-1-16 東京建物町田ビル9F お問い合わせ：TEL 042-710-6920

平成26年10月開設、現在スタッフ数7名。税務顧問、相続各業務など、お客様の様々なニーズにスタッフが全力でお応え致します。



この国のゆくえ

作家・前東京都知事 猪瀬 直樹 氏

2020年東京オリンピック・パラリンピック招致の内幕、火の海・気仙沼で446人の命をつないだ情報リレー、そして2025年の日本の目標は？ 話題の作家が語る。

(文責・SCOPE編集部)

これはチーム日本の勝利だ

猪瀬直樹です。2年ほど前まで、この近くの建物（都庁）におりましたが（笑）、今は作家としてまたいろいろ調べたり本を書いたりしています。今日は我々がこれからどういう方向に向かって行くのかということについて、少しお話しさせて頂こうと思っております。

昨日（1月19日）、2015年に日本を訪れた外国人観光客が2,000万人になったというニュースがありました。2020年には多分、観光客は3,000万人を超えていると思います。東京オリンピック・パラリンピックはそういう観光客誘致のためのいわば看板の一つですね。

英国は6,500万人の人口に対して3,500万人の観光客がくる、フランスも6,500万人の人口に対して8,000万人の観光客がくる。日本は1億3,000万人の人口に対して2,000万人を超えるかどうか、前年は1,500万人ですから、まだ伸び代は十分あると思われる。またGDPに占める観光産業の比率を見ても、世界平均が9%であるのに対して日本は2%程度。ここでも伸び代がまだあると考えられます。

またシリア難民とかいろいろありますが、日本は基本的に移民は受け入れていません。しかし、観光客は短期的移民であるという発想も可能なわけで、日本のような人口減少社会では、そういう考え方に基いた位置づけなり産業化を図っていく必要も考えられます。

このように、2020年に東京オリンピック・パラリンピックを招致するという事は、これからどういう日本を作っていくかという国家目標と密接に関わってくるわけですが、しかし2013年の1月に最初ロンドンで記者会見をやったときには、日本人はオリンピックにあまり関心がなかった。IOC（国際オリンピック委員会）の調べた国民の支持率調査でも初めは50%程度、マドリードやイスタンブールのそれは80%に近かった。日本人はそのころは元気がなく、自虐的で、政治的に見ても小泉さんが5年半政権をやったあとは安倍さん、福田さん、麻生さんがそれぞれ1年、民主党に政権交代してからも鳩山さん、菅さん、野田さんがそれぞれ1年と、政権が目まぐるしく変わった。その間にリーマンショック（2008年）、東日本大震災（2011年）があつて経済的にも低迷し、ますます自虐的になる一方で、何とか国民の意欲を盛り上げる方法がないかと考えてきた。

2013年3月にIOCの評価委員長が開催についての通知表をつけるために来日。僕は2012年12月の都知事に就任（2007年6月副知事）したその日に宮内庁へ行って交渉を始めていました。やはりオリンピックにとって皇室の存在は大きいですからね。14人の評価委員に東宮御所を訪ねてもらった。東宮御所というのは青山通りから入ると庭園をぐるっと一周するみたいで大変趣きがあります。委員の皆さん大変感動してくれました。しかも皇太子殿下にお会いできるということは、国民がオリンピック・パラリンピックを支援していることの何よりの証拠、ということで通知表の点はぐっと高くなった。

それからプレゼンテーションに世界中を回るんです。ロシアのサンクトペテルブルクから最後のアルゼンチンのブエノスアイレス（そこで開催地が決まる）まで3都市巡業の旅です。最初のサンクトペテルブルクは5月30日から3日間。実は出発直前にうちの奥さんが脳腫瘍で倒れ、大変でした。しかしマスコミの伝えるところでは、われわれの身ぶり手ぶりの「熱意」が受け、こ

で日本はイスタンブールを抜いた。

次に7月のスイスのローザンヌ。ここではマドリードはフェリペ皇太子を出してきた。2メートルの長身で、1992年オリンピックのヨットの選手。背が高いのでどこからでも見え、晩餐会の人气的でした。そこでまた宮内庁と交渉したところ三笠宮彬子様はどうかと。お父様の故寛仁様は72年札幌五輪の組織委に関わられた。チリ公式訪問の途次、アルゼンチンに立ち寄るといのはどうだろうと。宮内庁としては皇室が政治的に利用されることを警戒しているわけです。ところが調べてみると、ブエノスアイレスのプレゼンは9月7日ですが、9月6日には出立される予定になっている。そこでまた話し合いになった。ちょうど宮内庁長官が国交省から来た人に代わったときで、僕が道路公団民営化問題でいろいろやっていたことを知っていて信用がある。話し合いの結果、高円宮妃殿下はどうだろうということになった。この方は仏語も流暢で、高円宮はスポーツの宮様と言われるくらいスポーツ団体の名誉総裁をいろいろやられ、みんなよく知っている。いわば日本の切り札です。

ただ、配慮もしました。妃殿下には登壇して頂くものの、オリンピックには全く触れず「東日本大震災、世界のご支援ありがとうございます」と話をして頂く。そして一瞬の間をおいてオリンピック、パラリンピックのプレゼンに入り、最初に気仙沼出身のパラリンピックの走り幅跳び選手の佐藤真海ちゃん、右の膝下を肉腫で切っちゃってるんですが、「東日本大震災、世界の支援をありがとうございます。私はその中から立ち上がったパラリンピックの選手ですよ」と力強く宣言する。そして最後に滝川クリステルさんの「おもてなし」。1語1語噛み締めた日本語が会場を魅了しました。

僕はオリンピックが東京に決まったとき、「これはチーム日本の勝利だ」と言いましたが、まさにその通りだと思います。国際競技の大会にありがちなタテ割りの情報寄せ集めでなく、まさに“チーム一丸”となって情報を共有して戦う、その結果が今回の東京オリンピック・パラリンピックの招致決定だったと思います。残念ながら、その後、新国立競技場問題やエンブレムの問題が出て、2年間という時間を空費してしまいました。それについてここで詳しく述べることはしませんが、要は運営の中核を作って情報を共有する。そして責任体制を明確にする。この二つがこうした組織運営の基本になくはならないと思います。

“おもてなし”というのは何もごちそうしたり、親切にすることだけではなくて、「運営能力がある」ということです。なぜ日本は運営能力があるか。ヨーロッパ以外で近代のシステムを作った国は日本だけなんです。それは秩序に基いた、ある種共同体的な力ですね。そういうものを我々は持っているし、それを世界が認めた。そのあたりのことをもう一度、2020年に向けて確認しておきたいと思います。

「火の海 ダメかも がんばる」

それはともかく、もう1つ、3・11東日本大震災の直後に宮城県気仙沼市で、446人の命をつないだ奇跡的な情報リレーがありました。先のオリンピック招致の話につなげて言えば、1人1人が情報をつないで役割を果たしながら、1つの結果をもたらすという意味でぜひご紹介したい事例です。一連の顛末については『救出』（河出書房新社）という書籍にまとめたので、ぜひ目を通して頂ければ幸いです。

情報リレーのキーマンの1人、内海直子さんはマザーズホームの園長さんです。マザーズホームは気仙沼市の社会福祉協議会が

運営する施設で、心身に障害のある幼児・小学生が通うデイ・サービス施設。1日平均すると7～8人の受入れ体制（幼児はお母さんと一緒）をとっており、月1回、近くの気仙沼市中央公民館への避難訓練、また年に2回程度、隣りの一景島保育園の園児たちと一緒に公民館への避難訓練をしていたそうです。

3月11日午後2時46分、大きな揺れが宮城県東北部一帯を襲った。前々日の9日の揺れよりずっと大きく、しかも3分も続く長い揺れ。これは津波、しかも大津波を予想しなければならぬ。園長さんたちは隣の保育園と一緒に中央公民館へ避難した。その公民館には近所の魚市場のおじさんお婆さん、製氷工場で働く人たち、工務店の人々など、周囲からどっと人が集まってきていた。そして津波の濁流の中を家や車が流されていく。心なしか水位が少し上がったようだ。「上さあがれ！」の声が聞こえてきた。3階建ての公民館の2階まですっぱり水の中だ。

気仙沼は湾に中小の造船所が一杯ありますから、ガスタンクやオイルが流れ出て、オイルが流木にしみ込みやすい。それが何かの拍子に、例えば流れてきた車の電気がオンになっていたりすると、火の海になる。内海直子さんはふるえる手で家族にメールを打った。「公民館の屋上 周りは海」「火の海 ダメかも がんばる。」短かい言葉のラレツが精一杯だった。

たまたまロンドンにいる息子さんがそれをキャッチする。ロンドンは明け方6時ぐらいだ。母親からのメールを見、自分なりに状況を把握して次の文章をツイートする。「障害児童施設の園長である私の母が、その子供たち十数人と一緒に避難先の宮城県気仙沼市中央公民館の三階にまだ取り残されています。階下や外は津波で浸水し、地上からは近寄れない模様。もし空からの救助が可能であれば、子供たちだけでも助けてあげられませんか」。

ちょうどツイートいっぱい140字だ。

命をつないだ情報リレー

僕はそのとき自分のツイッターにたまっている情報をどんどん刷り出して、自分でチェック出来るような形にしていた。刷り出した情報がこんなに厚い。中にはデマもあるかもしれない。関東大震災の時の例もある。真偽を見極める1つの基準は文章力です。さっきの文章に目が止まり、140字でこれだけきちんと説明されているのはデマとは思えない。都庁に詰めている消防の防災部長を呼んで、読んでもらったら「これは真実ですね」と。じゃ、空から行くかと。本来は現地への要請がないとヘリは出せないんですが、気仙沼の119番自体が崩壊している可能性がある。事は急を要する。「僕が責任をとるから」ということでヘリを出すことになった。ただし、ヘリは有視界飛行だから、早朝出発しようということになった。

ところで、疑問というか謎が2つある。1つはこの文章がなぜ僕の所に転送されてきたのか？文章の最後の「shuu xxxx」を手がかりに鈴木修一さんという送り主に後日聞いてみた。鈴木さんは10人ぐらいの零細事業主で、事務機のオカムラとの契約で、会社が引越した際のオフィス機器の再配置をする地味な仕事らしい。仙台との縁は Yankee 時代、バブルの頃に仙台で風俗店を出したりして、仙台や気仙沼の人たちとも親しくなったらしい。ニュースを聞いてその人たちの顔が思い浮かび、居ても立ってもいられなく、すぐ動いてくれそうな人ということで、都庁副知事宛にロンドンからのツイートを転送したと言う。

謎・その2。内海さんの息子さんがなぜロンドンにいたのか。いて悪いというのではなく、気仙沼のような僻地からなぜロンドンのような国際都市に？というのが僕の疑問だった。しかしそれは僕の全くの誤解で、陸地と海をネガとポジで切り換えて見てみると、気仙沼はハブ空港ならぬ「ハブ漁港」なんですね。スペイン語ペラペラのおじさんがいたりする国際都市なんです。気仙沼の仮設店舗でサンマ定食を食べたとき、水没前の店舗の大きな写真があって、そのお店の名前が何と「割烹世界」(笑)

それで2012年にロンドンオリンピックの視察に行ったとき、その息子さんに会ってみた。まだ30前後でロンドンに来て宝石デザイナーの仕事をしているという。ロンドンで宝石のビジネスという、ユダヤ人が相手。ユダヤ人というのはロジックがしつこ

りしていないとビジネスができない。そこで僕はツイッターの140字の文章力の謎が解けたような気持ちになった。

謎と言えども1つ、当の内海園長さんはなぜヘリコプターが来たのかわからなかった。しかもヘリから降りてきた消防士さんがいきなり、「障害児施設の施設長さんいますか？」と言う。なぜそんなことを知っているのかと不思議な気持ちになったそうです。

それはともかく、救援に行った人たちは、小さな公民館に400人も人がいるなんて思いもしなかった。転送されたツイッターには「十数人」とあったが、お隣りの保育園の子供が70人、そのほか妊婦さんとか赤ちゃん、お年寄りもいる（公民館の館長がその夜1人1人調べて446人とわかった）。ぎゅうぎゅう詰めの満員電車に乗り合わせたような状態で、寒さと闘いながら、ペットボトル数本のわずかの水をキャップで回し飲みしながら一晩を過ごした。

様々の職業の人がそこにはいた。例えば板金屋さんは硬い屋根の一部を消火器で叩いて穴を開け、屋上の屋根の吹きさらしで寒さにふるえていた人たちを天井裏に入れたりしていた。職業柄、屋根の1番弱い所を知っていたにちがいない。こうしてみんながそれぞれの役割分担をわかっていて、助け合うんですね。先ほどの情報リレーと言い、役割分担と言い、偶然のように見えるが1人1人の行動の中にある種のモチベーションがあって、それが1つの必然につながっていく。僕はそういう社会のあり方がとても大事だと思いました。

次は2025年の万博

まだまだお話ししたいことは沢山あるのですが、時間も迫りますので最後に、これからの日本の仕組みということで1つ提案させていただきます。

昨年12月に大阪の府市特別顧問を頼まれて、副首都としての大阪のあり方について暮れに提案しました。ご承知のように東京は江戸時代からずっと「官都」として政府機能が集中していました。これに対して大阪は「民都」として経済の中心でした。しかし大企業の本社機能が東京に集中するにつれ、大阪はどんどん落ち込んで行った。

しかし、東急でも西武でも、そのビジネスモデルは阪急です。また鉄道の自動改札は大阪が最初です。こうしたことを考えれば、民都大阪のビジネスマインドは決して衰えていない。では、どうすれば大阪の活力が回復するのか。僕が提案したのは、1つは今日ここにおられる皆さんのお仕事とも関連しますが、今、政府は国民から税金を集めて、それを予算として分配している。これを第1の動脈とすると、じゃあ、ザッカーバーグはどうするんだと。5兆円寄付したじゃないかと。マイクロソフトのビル・ゲイツは10兆円寄付したじゃないかと。つまり、こうしたお金の流れは、もう1つ別の、第2の動脈があっというわけですね。

僕が提案したのは日本にあるサード・セクター、政府でもなく企業でもないものを大阪に持ってきて「公益庁」を作る。といっても、何も新しい役所を作るわけではなくて、例えば内閣府だったら大臣官房公益法人行政担当室。公益認定等委員会というのがあって、公益性があると認定されれば、控除等の恩恵を受けることができる。今までは一般の財団・社団法人は官僚の天下り先だったわけですが。今はそれを専門機関が厳しくチェックする。それを先ほどの第2の動脈と結びつけて、「サードセクター・キャピタル構想」というか、「フィランソロピー・キャピタル構想」を大阪で展開できないか。大阪には安井道頓さんの寄付から出来た道頓堀とか、豪商の寄付で出来た淀屋橋など、その伝統があります。

そしてもう1つ、2020年の東京オリンピックのあとは僕は2025年の万博だと思う。2015年のミラノ万博のテーマは「食の文化」で、日本館の前には行列ができた。2020年はドバイで、これは人と人をつなぐがテーマだと言っています。2025年は今空席です。年配の人には「1964年の東京オリンピック、1970年の大阪万博」を思い出されるかもしれませんが、世界は今、長寿社会に向けて介護ロボットとか様々なイノベーションが試みられています。世界最先端の長寿国・日本が将来に希望の持てるような国家像を示せるかどうか、そこでの試金石です。

ご清聴を感謝します。

カンボジアにおける中国文化の影響

法人国際部 坂本 征大

日本では繁忙期の終わりも見えてきて、皆さんそろそろ落ち着いてくる頃でしょうか。カンボジアでも1月から3月は年次申告作業に取り掛かる時期でして、原則12月決算3月末申告期限の当地では年一番の繁忙期になります。そんな繁忙期の最中ですが、カンボジアでは中国の影響を受けた大きなイベントがあります。今回の地球村～カンボジア編～では、中国旧正月「春節(しゅんせつ)」の文化についてご紹介します。

【春節とは】

中華圏の旧暦の正月で、中国、台湾のみならず、シンガポールやベトナムにも祝日が設定されています。春節は月齢(ひと月29.5日)を使用するため、一年が365日より短くなり、毎年日付が異なります。今年の春節は2月7日が新年となり、13日までがお休みになりました。

【カンボジアの春節の過ごし方】

カンボジアは古くから中国の影響を受けることが多い国の一つです。

経済面でもカンボジアに対する投資額、進出企業、在住中国人の数は日本とは比べ物にならないほど多く、2016年2月現在、直行便がない日本からの出張者の多くも中国(上海)を経由して来訪する方が多いと耳にします。

そんな中国文化の根付くカンボジアでは、中華系の家系はこの春節をお祝いする習慣があり、祖父母のいる田舎に帰省する人も多くいます。そういえば私のところにも春節のため田舎でお祝い事があるから休みたいと申し出たスタッフがいました。彼らに中華系のルーツがあるのかは謎ですが、お祭り好きのカンボジアらしいイベントだと思います。

日本人の私にとって新年と言えば、1月ですが、カンボジアでは4月にもクメール正月があります。果たしてカンボジアにいる間に何回「Happy New Year」を言うことになるのでしょうか。



赤い灯籠を灯しお祝いの雰囲気盛り上げます



獅子舞など中国の伝統文化を楽しめます



当事務所のオフィスビルもお祝いムードです

— 辻・本郷 税理士法人 カンボジア現地法人 —

HONGO TSUJI TAX & ACCOUNTING (CAMBODIA) Co., Ltd.

坂本 征大 Yukihiro Sakamoto

1st floor, the iCON Professional Building 216 Norodom Blvd., Tonle Bassac, Chamkamorn, Phnom Penh, Cambodia

TEL : +855(0)23 998 190 MOBILE : +855(0)66 749 181

E-mail : y.sakamoto@ht-tax.or.jp

【日 時】平成28年3月16日(水) 16:00~19:00

【場 所】辻・本郷 税理士法人 研修室

【第 2 部】17:40~19:00

旭酒造株式会社
代表取締役 **桜井 博志 氏**



■講師プロフィール

1950年山口県周東町の酒蔵の長男として生まれる。73年松山商科大学卒業。同年、西宮酒造(日本盛)入社。76年同社退社、旭酒造(株)入社。79年同社退社、石材卸業・桜井商事設立。84年旭酒造(株)代表取締役就任。88年日本青年会議所西JC理事長。90年日本青年会議所山口ブロック協議会会長。同年「獺祭(だっさい)」発売。99年地ビールレストランを開店するも三ヶ月で閉館。杜氏制度を廃止し社員による酒造りへ。2014年日経BP社第13回日本イノベーター大賞 優秀賞受賞。

【テ ー マ】ピンチはチャンス!

~山口の山奥の小さな酒蔵だからこそできたもの~

【お問い合わせ】Tel:03-5323-3303

Tsuji・Hongo CLUB とは?

毎月第3水曜日 16~19時 年10回(8・12月を除く) 辻・本郷 税理士法人にて開催
毎回多方面でご活躍中の講師陣をお招きする会員制の異業種交流会です

豊中支部

支部紹介

平成27年12月14日、大阪府豊中市に豊中支部を開設いたしました。今年市制施行80周年を迎える豊中市は、大阪市へのアクセスが良いことから、古くからベッドタウンとして発展してきました。最近では文教地区として特に子育て世代からの人気が高くなっています。また、豊中市は高校ラグビー、高校野球、高校サッカー発祥の地としても知られており、現在も熱心に取り組まれています。

最寄駅は阪急豊中駅で、徒歩30秒のアクセスです。支部からは伊丹空港も近く、立地的にも非常に優れております。豊中にお越しの際は、是非一度お立ち寄りくださいませ。



徳田孝司理事長(左)
山田清一 所長



左から、山田所長、宮本、平田、武田
よろしくお願ひ致します!



豊中支部は阪急豊中駅南改札口を出て
すぐ左の豊中阪急ビル 6F です。



豊中駅前のモニュメント。豊中市は高校
ラグビー発祥の地です。

豊中支部 〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6F TEL 06-4865-3340 FAX 06-4865-3341

堺支部

支部紹介

平成27年12月に大阪府南部に位置する堺市に堺支部を開設致しました。立地は、南海本線堺駅に直結する駅ビルの4Fで、隣接するビルにはプラットプラットという商業施設が入っており、アクセスは大変便利になっています。

堺市は、歴史的に古くは世界3大墳墓に挙げられる仁徳天皇陵古墳などが建設され、戦国時代、商人による自治都市として栄え、鉄砲の生産高が日本一となりました。また、大阪府下で大阪市に次ぐ経済都市であり、路面電車が走る界限は銀行・保険等の金融機関が立ち並んでいます。

堺支部では、主に関西エリアの南部をカバーする目的ですので、その地域に税理士を紹介してほしいといったお客様がおられましたら私どもに一声頂ければと存じます。

堺にお越しの際には是非一度お立ち寄りくださいませ。



南海堺駅ビルは南海本線堺駅直結
で、雨にも濡れず、アクセスが良
いです。



隣接する商業ビルプラットプラ
ットには色々なテナントが入って
おり、非常に便利です。



街の中には、昔ながらの路面電車
が走っております。



歴史の授業で一度は見たことのある
仁徳天皇陵古墳があります。

堺支部 〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル4F TEL 072-224-1006 FAX 072-224-1007

新・東京 Tokyo walk

Vol.71 散歩



わけ やま 「分とく山」

おもてなしの神髄 ここにあり

南麻布の外苑西通りから見るおしゃれでモダンな外観（隈研吾氏が手掛けたものだった！）は、まるで美術館のような凛とした佇まい。入口でかの有名な野崎洋光総料理長をちらと拝見し、期待と緊張でいっぱいになる。ここはミシュラン二つ星レストラン「分とく山」。弊誌レストラン探訪の連載の中で自分史上最高のお店だった。きめ細やかにして、とても暖かく優しいのだ。お味も雰囲気も野崎料理長も板さんも。

スペシャリテは、磯の香り豊かな「あわびの磯焼き」。鮑は柔らかく肝のソースとたっぷりの海苔が相まって、極上の美味しさ。わぁ！と各テーブルから歓声が上がります、看板商

品なものも頂ける。このコク、たまりません！刺身の盛り合わせは、サワラの焼きめづけ、ヒラメ、ウニを土佐醤油で。白子と古代米のおかゆやカニのじょうよ寄せ、海老と海老芋の粕汁、つぶ貝とウニごろうもを葉わさびで和えたものなど、季節の食材をふんだんに盛り込んだお料理は、全てが本当に美味しくて繊細で上品で優しく暖かく etc…、お料理が提供されるタイミングも絶妙なのだ。

野崎料理長のお人柄が織りなすこの温かな空間の心地良さも、多くの方がリピーターとなる所以なのかもしれません。幸せなひとときをありがとうございました！（坂本 美紀）



分とく山 (わけとくやま)

住 所：東京都港区南麻布5-1-5
 T E L：03-5789-3838
 営業時間：17:00～23:00 (L.O.21:00)
 定 休 日：日曜日・年末年始
 アクセス：東京メトロ日比谷線広尾駅3番出口
 徒歩6分



辻・本郷 税理士法人
 HONGO TSUJI TAX&CONSULTING

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31F
 TEL 03-5323-3301 (代表) FAX 03-5323-3302

- 札幌支部 北海道札幌市中央区北5条西2-5 JRタワーオフィスプラザさっぽろ12F
TEL 011-272-1031 FAX 011-272-1032
- 青森支部 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4F
TEL 017-777-8581 FAX 017-721-6781
- 八戸支部 青森県八戸市城下4-25-5
TEL 0178-45-1131 FAX 0178-45-5160
- 秋田支部 秋田県秋田市山王沼田町6-34
TEL 018-862-3019 FAX 018-862-3944
- 久慈支部 岩手県久慈市中央3-51 久慈駅前ビル4F403号 (H28.2開設)
TEL 0194-53-1185 FAX 0194-53-1185
- 盛岡支部 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央ビル5F
TEL 019-604-6868 FAX 019-604-6866
- 遠野支部 岩手県遠野市早瀬町2-4-21 遠野公会館2F
TEL 0198-63-1313 FAX 0198-63-1317
- 一関支部 岩手県一関市東地主町60
TEL 0191-21-1186 FAX 0191-26-1665
- 仙台支部 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ13F
TEL 022-263-7741 FAX 022-263-7742
- 郡山支部 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル4F
TEL 024-927-0881 FAX 024-927-0882
- 新潟支部 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5F
TEL 025-255-5022 FAX 025-248-9177
- 上越支部 新潟県上越市寺町3-8-8
TEL 025-524-3239 FAX 025-524-3187
- 館林支部 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6F
TEL 0276-76-2011 FAX 0276-76-2012
- 水戸支部 茨城県水戸市堀町1163-7
TEL 029-252-7775 FAX 029-254-7094
- 柏支部 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4F
TEL 047-165-8801 FAX 047-165-8802
- 松戸支部 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイブ松戸205号
TEL 047-331-7781 FAX 047-331-7786
- 深谷支部 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3
TEL 048-571-4619 FAX 048-571-8158
- 越谷支部 埼玉県越谷市赤山本町2-11 フランドール雅II 202
TEL 048-960-1751 FAX 048-960-1752
- 大宮支部 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18F
TEL 048-650-5211 FAX 048-650-5212
- 川口支部 埼玉県川口市前川町2-1754
TEL 048-268-0633 FAX 048-268-0692
- 川口東支部 埼玉県川口市青木4-9-25
TEL 048-253-2495 FAX 048-252-7905
- 神田支部 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8F
TEL 03-5289-0818 FAX 03-5289-0819
- 東京中央支部 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル7F
TEL 03-6212-5801 FAX 03-6212-5802
- 品川支部 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3F
TEL 03-5791-5731 FAX 03-5791-5732
- 渋谷支部 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13F
TEL 03-6418-6761 FAX 03-6418-6762
- 吉祥寺支部 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7F
TEL 0422-28-5515 FAX 0422-28-5516
- 東大和支部 東京都東大和市奈良橋5-775 (H28.2開設)
TEL 042-565-1564 FAX 042-563-0189
- 立川支部 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10F
TEL 042-548-1841 FAX 042-548-1842
- 町田支部 東京都町田市市中町1-1-16 東京建物町田ビル9F
TEL 042-710-6920 FAX 042-710-6921
- 横浜支部 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NOF横浜西口ビル4F
TEL 045-328-1557 FAX 045-328-1558
- 湘南支部 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4F
TEL 0466-55-0012 FAX 0466-55-0032
- 小田原支部 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6F
TEL 0465-40-2100 FAX 0465-40-2101
- 伊東支部 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5F
TEL 0557-37-6706 FAX 0557-37-8988
- 名古屋支部 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5F
TEL 052-269-0712 FAX 052-269-0713
- 豊橋支部 愛知県豊橋市下地町字長池13番地
TEL 0532-54-3000 FAX 0532-54-3002
- 四日市支部 三重県四日市市芝田1-3-23
TEL 059-352-7622 FAX 059-351-2988
- 京都支部 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷餅町79 ヤサカ四条丸ビル6F
TEL 075-255-2538 FAX 075-255-2539
- 豊中支部 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6F
TEL 06-4865-3340 FAX 06-4865-3341
- 大阪支部 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6F
TEL 06-6227-0011 FAX 06-6227-0063
- 堺支部 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号室
TEL 072-224-1006 FAX 072-224-1007
- 神戸支部 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10F
TEL 078-261-0101 FAX 078-261-0120
- 岡山支部 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7F
TEL 086-226-8555 FAX 086-226-8556
- 広島支部 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9F
TEL 082-553-8220 FAX 082-553-8221
- 松山支部 愛媛県松山市千舟町6-5-10
TEL 089-945-3560 FAX 089-945-3385
- 福岡支部 福岡県福岡市中央区天神1-3-38 天神121ビル8F
TEL 092-715-6901 FAX 092-715-6902
- 北九州支部 福岡県北九州小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4F
TEL 093-512-5760 FAX 093-512-5761
- 大分支部 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4F
TEL 097-532-2748 FAX 097-538-7006
- 延岡支部 宮崎県延岡市大貫町5-1740-2
TEL 0982-22-3570 FAX 0982-31-2789
- 沖縄支部 沖縄県那覇市おもろまち4-19-14 八重洲第7ビル5F
TEL 098-941-3230 FAX 098-941-3231